

令和3年第5回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年9月2日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(11名)

1番	福田浩二君	2番	大金清君
3番	川俣義雅君	4番	益子純恵君
5番	小川正典君	7番	益子明美君
8番	大金市美君	9番	川上要一君
10番	阿久津武之君	11番	小川洋一君
12番	鈴木繁君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	内田浩二君
教育長	吉成伸也君	会計管理者兼会計課長	高林伸栄君
総務課長 選挙管理委員会 書記	岩村房行君	企画財政課長	益子雅浩君
税務課長	大武勝君	住民課長	加藤啓子君
生活環境課長	高瀬敏之君	健康福祉課長	薄井和夫君

子育て支援課長	板橋文子君	建設課長	佐藤裕之君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局局長	薄井亮君	上下水道課長	益子泰浩君
学校教育課長	藤浪京子君	生涯学習課長	小松重隆君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	笠井真一	書記	金子洋子
書記	佐藤武		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（鈴木 繁君） ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第5回那珂川町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鈴木 繁君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（鈴木 繁君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、益子明美議員及び8番、大金市美議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（鈴木 繁君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から15日までの14日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から15日までの14日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木 繁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

最初に、請願及び陳情の取扱いについて報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに提出があり受理したものは、請願1件、陳情3件であります。

これら請願及び陳情の取扱いにつきましては、去る8月26日の議会運営委員会で審議いたしました。

まず、お手元に配付した請願文書表の請願であります。町道高田線拡幅工事に関する請願書は総務産業常任委員会に審査を付託することにいたしました。

次に、陳情等文書表の陳情であります。核兵器禁止条約への参加、批准を求める意見書提出を求める陳情書は総務産業常任委員会に審査を付託することにいたしました。

また、議長預かり（議員配付）文書表にある意見の陳情につきましては、議長預かりとし、議員全員に写しを配付することとしました。

次に、栃木県町村議会議長会について報告いたします。

6月28日、第1回議長会議及び議長研修会が宇都宮市の自治会館で開催されました。研修会に引き続き、議長会議において任期満了に伴う役員の改選があり、議長会の会長には、私、鈴木が、副会長には、上三川町の石崎幸寛議長と芳賀町の小林俊夫議長がそれぞれ就任いたしました。任期は令和3年7月1日から令和4年6月30日までの1年間であります。議長会会長ということで身の引き締まる思いではありますが、町村議会の円滑な運営に努めていきたいと考えております。

7月6日、全国豪雪地帯町村議会議長会の理事会及び総会が東京の全国町村議員会館で開催され、また同日、全国町村議会議長会臨時総会、町村議会議員共済会など、明治記念館において開催されました。

7月7日、全国町村議会議長会、都道府県会長会が明治記念館で開催され出席いたしました。

次に、前期定例会から今期定例会までの行事等について報告いたします。

詳細はお手元に配付した報告書のとおりですが、主なものを申し上げます。

6月15日、馬頭高校を会場に高校生徒との意見交換会を開催いたしました。高校生に議会への理解と政治への関心を高めてもらうため、「私たちのくらしと議会」をテーマとし、議会として初めての試みでありました。事前に、高校2年、3年生に政治に関するアンケートを実施し、生徒会役員の11名と2班に分かれて意見交換会を行いました。高校生からは、「自分の生活に政治が関係していることが分かり関心が持てるようになった」「政治が身近なところにあることを実感した」など、一人一人から感想をいただきました。議会としても、高校生の新鮮な意見など、生の声を聞くことができ、よい機会となりました。

7月8日、栃木県議会県土整備委員会の現地調査が行われ、町議会からは正副議長と総務産業常任委員長が同席しました。

7月13日、第4回議会臨時会が招集され、1議案の馬頭中学校校舎改修工事の変更請負契約の締結についてが上程され、可決しました。

ここで議会行政視察について報告いたします。今年10月26日から28日の3日間、滋賀県愛荘町と京都府和束町を視察する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症や受入れ先の状況などから、7月9日全員協議会において、今年度の議会行政視察は中止といたしましたので報告させていただきます。

最後に、6月定例会以降、議長への報告のあった行事や各委員会の開催状況については、配付した資料のとおりであります。その概要について報告いたします。

6月30日、7月1日に総務産業常任委員会と教育民生常任委員会の両常任委員会において、それぞれ所管事務調査が実施されました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年度と同様、時間を短縮し、実施いたしました。

議会広報特別委員会については、議会だより第64号の編集等のために3回開催され、8月10日に発行されました。

議会運営委員会については、臨時会や定例会の運営協議などのため、3回開催しました。

以上、主な議会活動事項を述べまして、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鈴木 繁君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆様、改めましておはようございます。

本定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和3年第5回議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては全員のご出席を賜り、ありがとうございます。

さて、先月開催されました東京オリンピックにおいては、本県出身の高藤直寿選手の金メダル獲得を皮切りに、若い世代の選手の活躍によって、メダル獲得数は過去最高となりました。大会前、我が町の箱石シツイさん、小泉慎之介さんと一般ランナーの方々が繋いだ聖火も役割を終え、多くの感動とともに大会は幕を閉じました。現在開催中の東京パラリンピックにおいても、本県選手をはじめ、各選手のさらなる活躍に期待しているところであります。オリンピックやパラリンピックでの若い世代の活躍に、我が町の子どもたちも自らの将来に大きな可能性を感じたのではないのでしょうか。今後の子どもたちの活躍を大いに期待するところであります。

それでは、最近の町の状況等についてご報告申し上げます。

まずは、新型コロナウイルス感染症の状況についてであります。全国的に感染力の強いデルタ株による感染拡大が急速に進んでおり、栃木県内でも7月下旬から第5波による急激な感染拡大の傾向となっております。

那珂川町においては、8月19日にまん延防止措置の指定がなされ、翌20日には栃木県に緊急事態宣言措置が発令されました。新規陽性者の年齢構成は、20代から50代までが多く、重症化リスクが高い傾向があるとされる高齢者においては比較的少ない状況となっております。

那珂川町においても、若年層を中心とした感染も懸念されることから、8月30日から新学

期を迎えた町内小・中学校については、短縮日課や部活動の中止などの対策を講じているところであります。

災害級とも言われる緊急事態が続く中、私たち一人一人の行動が感染予防の鍵を握っております。それらをいま一度認識していただき、ご自身や大切な人の命を守るための最善の行動を取っていただくよう、切にお願いいたします。

次に、ワクチン接種の状況についてですが、新聞報道などご存じのとおり、8月26日現在、2回目接種率は県内で最も高く、那珂川町医師団をはじめ、関係の方々のご協力により順調に進んでおります。改めて感謝を申し上げます。現在、那珂川町においては、12歳以上の方への案内が完了し、希望する方については10月中に2回の接種が完了する見込みとなっております。しかし、2回のワクチン接種が済んだ方でも感染が確認される例もありますので、町民の皆様には引き続き、基本的な感染対策に努めていただくようお願いいたします。

さて、コロナに翻弄されるまま、季節は早くも秋となりますが、9月は台風などの災害が発生する季節でもあります。町においては引き続き、災害への備えに万全を期すととともに、避難所において感染症が蔓延するような複合災害が生じることのないよう、避難所の感染対策や安全確保にも取り組んでまいりたいと考えております。

町民の皆様におかれましても、災害時の適切な行動について、いま一度、準備と確認をお願いいたします。

それでは、6月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。詳細はお手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

6月22日、町村会の町村長会議が開催され、同日、町村会として新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種について、県知事への要望活動を行いました。

6月27日、那珂川町満喫歩け歩け大会を2年ぶりに開催いたしました。感染対策での外出自粛などによる運動不足解消や健康増進のため、大会を待ちかねていた134人の皆さんが参加しました。

6月28日、行政区長連絡協議会が開催され、今後の事業の確認や意見交換が行われました。同日、敬老会実行委員会が開催され、本年度の各地区の敬老会について昨年同様、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から式典や会食を中止し、感謝を伝えるお祝いメッセージと記念品などを配付することを決定いたしました。敬老の日が間もなくとなりますので、ご家族などでお年寄りの皆さんをお祝いし、感謝の気持ちを伝えていただければと思います。町民の皆様には何とぞご理解を賜りたいと思います。

7月1日、農業委員会委員に辞令を交付いたしました。農業委員会委員は、農業委員会制度により町長が任命するもので、19名の方に委員をお願いいたしました。

7月10日、塩那少年野球大会が2年ぶりに開催され、本町チーム同士の決勝戦となり、小川那珂クラブと馬頭ラッキーが見事、優勝、準優勝の栄冠に輝きました。

7月19日から8月18日の間、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を計6回開催し、国・県の動向や方針を基に、町の対応について協議いたしました。

7月28日、小砂地区で小砂アイスのお披露目会がありました。小砂village協議会の地域活性化の取組の一環で、地元の棚田で生産されたホタル米を使用したアイスのことです。売上げの一部は棚田保全に還元されると聞いております。

7月29日及び8月1日には、新型コロナウイルス感染症対策に関わる情報共有のため、臨時の市町村長会議がWEB会議で開催されました。

8月5日、那須南那須地区ブロック別市長村長会議が開催され、福田知事と県北5市町の首長が自治体経営における当面の課題や取組について意見交換を行いました。

那珂川町は令和2年度の国勢調査速報にて、人口減少率が県内で最も高い割合となったことを受け、移住定住、企業誘致、情報通信基盤整備などの過疎対策に関わる支援を要望いたしました。

8月26日、とちぎの道現場検証が行われ、行政、学校、PTAなどの関係者により、道路の現場検証を実施し、道路整備の必要性について共通認識を図りました。

8月30日、栃木県政策懇談会がWEB会議にて開催されました。重度心身障害者医療費助成制度における精神障害者への助成拡大などが示され、意見交換を行いました。

以上、主なものを述べましたが、詳細につきましては、配付した資料をご覧くださいと思います。

終わりに、本定例会には、報告事項2件、議案では人事案件4件、条例改正や補正予算など8件、決算認定8件の計22案件を提出しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（鈴木 繁君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鈴木 繁君） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 大 金 清 君

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員の質問を許可します。

2番、大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） おはようございます。公明党、大金 清です。

新型コロナウイルス感染症に伴い、栃木県において第3回目の緊急事態宣言が発令されました。変異株のデルタ株が猛威を振るい、爆発的に感染拡大している状況でございます。コロナ感染症の終息のため、那珂川町一丸となって全力で今後も取り組んでまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

「うつらない」、「うつさない」を基本として、3密の回避や手洗い、うがい、マスク等を着用し、コロナ予防対策に努めてまいりたいと思います。町民の皆様には、ご苦勞をおかけしますが、さらなるご協力をお願い申し上げます。そして、一日も早い終息を願っているところでございます。

それでは、通告書に基づき、3項目について一般質問を行います。

第1項目、新型コロナウイルスワクチン接種の現状と感染症の対応策について。

第2項目、妊産婦応援臨時給付金事業の継続について。

第3項目、町長選挙の投開票日について。

以上、3項目について質問しますので、建設的な答弁を期待いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種の現状と感染症の対応策について、ワクチン接種が5月9日、高齢者から始まり順調に進められていることに対し、医療従事者や関係機関の方々に御礼と感謝を申し上げたいと思います。誠にありがとうございます。デルタ株により、災害級とも言われる感染が拡大しており、厳しい状況が続いています。町民の命と暮らしを守る安全・安心な観点から細目5点について伺います。

1点目、現在までに何人の方がワクチン接種を実施されたかを伺います。

2点目、ワクチン接種会場において、接種後の副反応が出た人数と症状について伺います。

3点目、今後のワクチン接種の計画について伺います。

4点目、町内で感染した方に対して、どのようなケアをされたのか伺います。

5点目、町内でデルタ株によるクラスターが発生した場合、町の対応策について伺います。

以上、5点について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 新型コロナウイルスワクチン接種の現状と感染症の対応策についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症については、第5波と呼ばれる全国的な感染拡大の中、当町においても感染者が発生し、栃木県も8月20日から9月12日までとして、緊急事態措置区域に追加されております。ワクチン接種は順調に進んでおりますが、町民の皆様には引き続き、感染予防の取組を徹底していただきたいと考えております。

私からは、3点目から5点目についてお答えいたします。

まず3点目、今後のワクチン接種計画についてですが、那珂川町のワクチン接種につきましては、医師や看護師など医療従事者の全面的なご協力をいただき、町民の皆様のご理解もあって非常にスムーズに進んでおります。高齢者のワクチン接種は7月中に2回目まで終了し、現在は12歳以上の全ての町民を対象に希望者への接種を行っております。

また、各医療機関で行う個別接種につきましては、12歳から18歳までの方を対象に町内の医療機関で8月中旬から始まりました。接種の完了時期につきましては、接種率がどの程度になるかに左右されますが、対象者全体の8割強の方が接種を希望した場合でも、おおむね10月中旬には通常の集団接種を完了できる見込みとなっております。その後は、後から接種を希望される方や新たに12歳となった方などを対象に少人数の集団接種を実施し、来年2月まで継続する予定です。

4点目、町内の感染者に対するケアについてですが、感染者を特定する情報は県より提供されておりませんので、感染者に対する個別の対応はしておりません。

なお、感染された方やその家族などに対する人権上の配慮については、町ホームページやケーブルテレビの番組、新聞折り込みなどを通じて、啓発活動を行っております。

5点目、クラスターが発生した場合の町の対応策についてですが、4月に町内で発生した2件のクラスター同様、陽性者に対する対応、濃厚接触者の特定、検査等については引き続き、県が担当することになりました。町としましては、県と密接に連携し、県の協力要請に応じ、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） それでは、ご質問の1点目、ワクチン接種済み人数についてお答えいたします。

町民の方が受けることができるワクチン接種には、県や国が実施する大規模接種会場での接種、勤務先による職域接種などもありますが、町として実績の詳細が把握できている町の集団接種などの人数についてお答えいたします。

8月31日の時点で、町では集団接種の会場で9,986人、高齢者施設で332人、合計で1万318人の接種を実施しております。このうち8,378人については、2回目の接種が終了しています。

1回目の接種が終了した方の内訳を申し上げますと、65歳以上の高齢者が5,610人、60歳から64歳までの方や基礎疾患を有する方などの優先接種対象者が1,759人、その他の12歳から59歳までの方が2,949人となっております。

また、2回目の接種が終了した方の内訳では、65歳以上の高齢者が5,486人、60歳から64歳までの方や基礎疾患を有する方などの優先接種対象者が1,508人、その他の12歳から59歳までの方が1,384人となっております。

なお、ただいま申し上げました接種人数は町民だけではなく、町外に居住している高齢者施設職員や小・中学校の教職員などが含まれた数字となっております。

次に2点目、副反応を発症した人数とその症状についてですが、町の集団接種会場で副反応と思われる症状が出た方は、8月31日までの累計で24名です。いずれの方も過呼吸や手足のしびれなどの軽い症状であったことから、少し休憩され、会場にいる医師の診察を受けてお帰りいただきました。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

[2番 大金 清君登壇]

○2番（大金 清君） 再質問に入ります。

今まで、ワクチン接種された方は町全体で何%に達したかということで、1回目と2回目の接種について伺います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 接種された人数につきましては、県の発表で、8月31日まで

の時点の県の発表で、1回目の方が66%、それから2回目の方が53%となっております。
こちらは、全人口に対する接種者の人数でありまして、VRS上で集計したデータとなっております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

[2番 大金 清君登壇]

○2番（大金 清君） 2点目、ワクチン接種後の副反応に対して、性別と年齢が分かれば、
お願いしたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 副反応を起こされた方の性別と年齢ですが、まず、年齢でい
きますと、10代、20代、30代、40代の方が1名ずつとなっております。それから、50代
の方が9名、60代以上が11名となっております。性別では、男性が5名、女性が19名という
内訳になっております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

[2番 大金 清君登壇]

○2番（大金 清君） 今、那珂川町では40名の方が感染したという報告が、新聞等に載って
おります。この計算をしますと、40名には合わないような感じがするんですね。40名が
感染者がいるということなんですけれども。

[「副反応の人数を、先ほど聞かれて、その副反応に対して、健康福祉
課長が副反応の年齢と男女の人数を申し上げたという形でなったんだ」
と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

○2番（大金 清君） 失礼しました。では、3点目に入ります。

12歳以上の全ての方に接種券を郵送したと伺いました。集団免疫の効果を上げるためには、
若い世代のワクチンが重要と考えます。若い世代の接種希望者を増やすために、町の対応策
を伺います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 12歳以上の方には全員接種券を送らせていただきまして、そ
の通知の形で行っているとは思いますが、その他、接種率を上げるためにはホームページ

に12歳から18歳の方に向けての案内を載せたりしております。その他、この接種率はなるべく高くなったほうが良いと考えておりますので、例えば広報紙を利用してするとか、広報のほうも強化していきたいと思っております。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 分かりました。きめ細やかな情報開示することによって、町民の方々の不安を払拭する。ワクチン接種の結果、状況等、やはり町民に多く知らせるためにはどんな方法が考えられますか、お伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 先ほど申し上げましたが、より多くの方に知っていただくためには、広報紙を活用するですとか、あとは個別の通知関係、それからケーブルテレビを利用するという事も考えられると思うんですが、考えられる限りの手段を検討して接種率のほうは上げていきたいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 町民の不安を払拭するためには、あらゆる方法で情報を公開するという事でよろしく願いいたします。ワクチン接種が計画どおりスムーズに実行されるよう、お願いしたいと思います。

4点目、コロナ感染して完治された方に対し、ワクチン接種をこれから実施するか、お伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 感染された方も、やはり接種はされることになるんですが、ただ接種してから、3か月とかいう期間については接種できませんので、それが過ぎたときには接種していただきたいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 爆発的な感染症の感染拡大の中で、医療機関が今、逼迫しているという情報が入っております。コロナに感染してしまった自宅療養者に対して、町はどのような支援を考えているかお伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） コロナの療養者に関しましては、県が直接担当するというところで、町からはどなたが療養しているのか、そういった情報は全く来ていないという状況になっております。万一、町内に自宅療養者が増えてきて、県から要請があったり、情報提供があったり、そういった場合には必要な方には食料品とか日用品を届けるような対応は検討したいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 万が一、そういう方が出た場合、やはり寄り添った支援をお願いしたいと思います。コロナの情報はきめ細やかな、再度お願いしますが、情報を町民にお願いします。

第2項目に入ります。

妊産婦応援臨時給付金事業の継続について、昨年6月議会定例会において、4月28日以降生まれた新生児に10万円の給付の提案をさせていただきました。その後、8月の臨時議会において、妊産婦応援臨時給付金が補正によって決定されました。そして、2月の臨時会では申請期間が延長され今年の3月31日までに継続されました。

そこで、細目2点について伺います。

1点目、令和2年度妊産婦応援臨時給付金を給付された方の数をお伺いします。

2点目、妊産婦応援臨時給付金事業を継続するか、その考えを伺います。

2点について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子君） 妊産婦応援臨時給付金事業の継続についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、令和2年度妊産婦応援臨時給付金を給付した人数ですが、妊産婦応援臨時給付金は妊娠期の身体的、精神的負担が大きい時期にさらに新型コロナウイルス感染症への不安を抱える妊産婦に対し、臨時的な給付措置として給付したものです。対象者は令和2年4月28日から令和3年3月31日までの妊産婦を対象に76名の方に給付をいたしました。

次に、2点目、妊産婦応援臨時給付金事業を継続する考えがあるかについてですが、この事業は令和2年度の8月補正予算による事業ではありましたが、国や県、近隣市町の動向を見ながら事業の継続について慎重に検討した結果、昨年同様の事業は実施しないことといた

しました。

しかし、依然として新型コロナウイルス感染が終息せずにいる状況も踏まえまして、妊産婦だけではなく、子育て世帯へと対象を拡大しまして、那珂川町子育て世帯特産品給付事業を実施することとしております。

こちらの事業は、妊娠された方や中学3年生までのお子さんがある世帯を対象としており、およそ800件の世帯が対象となると見込んでおります。当町の農産物等の特産品から一つを選択していただきまして、家庭で食していただくことで、家庭内での団らん、絆の醸成に役立ててもらえるものであります。町独自の新規事業であり、当町の農産物等、特産品の消費拡大や地域活性化にも寄与するものと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 再質問に入ります。

今年度、現在までに母子手帳の交付を何人の方にされたかお伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子君） 今年度、令和3年度8月31日現在で13人の方に交付しております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） ただいま、母子手帳の交付が13名ということでした。昨年度を考えますと、この状況は本当に心配でございます。このままで行きますと、昨年の出生数の半分程度になる可能性が十分にあります。そこで、町の対策としてどのような対策があるかお伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子君） 昨年は、同時期8月31日現在において、18人の方に交付をしております。調整を進める上での最上位計画であります第2次那珂川町総合振興計画とともに、第2期那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本といたしまして、各施策を着実に推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 2点目に入ります。

妊産婦応援臨時給付金事業というのは、県下で近隣市町の実験地とした事業でございました。3月の定例議会におきましても、一般質問の中でこの事業の継続を強く要望させていただきました。答弁では、4月以降のコロナ感染状況を見た上で検討したいとの答弁でございました。町長は現在のコロナ状況、感染状況をどのように感じて見ているのか町長に伺います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 町長はどのように考えているか、ということでございますけれども、新型コロナウイルス感染拡大がパンデミック、世界的な大流行になったことの認識をWHOが示してから約1年半が経過をいたしました。昨年3月のことだったと思います。

ここ数か月は感染力の強い変異ウイルス、デルタ株の感染も蔓延しているところであります。また、新種の株も確認された、このような報道もございます。

当町におきましては、医療関係者である医師の先生方をはじめとして、医療スタッフの方々、そしてOGの保健師さん、看護師の皆さんなどたくさんの方々の協力の下、ワクチンの接種が予定よりも早く順調に進んでおります。この場をお借りいたしまして、改めて感謝を申し上げます。また、町民の皆様の深いご理解の下、県内でも感染者数の最も少ない自治体の一つになっているところであります。

私は、住民の皆さんの生命、財産を守る立場にある首長として、これからも引き続き、感染予防の視点に立った感染防止のための施策と支援の充実に努めてまいりたい、このように考えているところであります。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） コロナ禍において、やはり妊娠、出産、子育てのために、精神力、体力、経済力、そして生活力が必要不可欠であります。全てに支援することは、なかなかできないと思います。子育て支援対策は那珂川町振興計画のまちづくり3大重点プロジェクトに盛り込まれております。現実には、少子化に伴い、出生率も低い状況が続いている現状でございます。子供の応援をしっかりとしていかなければいけないと強く思います。町長の建設的な考えを伺います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 議員おっしゃるように、私も年々、減少している当町の出生率の低下については、非常に懸念を抱いております。もちろん、議員おっしゃられるように、子育て世帯に対する施策の充実は大変重要なことであり、支援も様々な視点で総合的に行う必要があると認識をいたしております。

人口の減少が進み、それに伴って少子化だけの理由なのか、もしそういったことが理由の一つであれば、人口減少の歯止めに対する施策も必要になってまいります。そのためには、若者の定住促進や就業の場の確保など様々な施策を総合的、効率的、効果的に早急に推進すべきであると考えているところであります。

令和元年度から係を創設した、なかがわぐらし推進係において、町外からの移住の促進も、そしてもちろん定住も今後進めてまいります。分譲宅地の整備の促進なども同様、様々な施策を織り交ぜながら、子育て世帯への支援、応援につなげてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 今年3月までに、やはり10万円を給付された方の赤ちゃんは、遅い方で来月の10月中旬頃、生まれるのかなと思います。今年、4月以降に母子手帳を交付された方が13名ということです。この方たちの中で早い、4月に交付された方については10月頃に赤ちゃんが生まれるということになりかねません。その状況を考えますと、やはり矛盾が生じてしまいます。10月の中で、もらえるお子さんともらえないお子さんが出てしまいます。そこで、その矛盾をどう対応するのか、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子君） 昨年、総務省が全国民を対象として、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連ということで、1人当たり10万円を給付額とした特別定額給付金を支給いたしました。給付対象者は、令和2年4月27日を基準といたしまして、住民記録台帳に記録されているものとしており、それ以後の4月28日からお生まれになった赤ちゃんへの給付金としての意味合いもあつての妊産婦応援臨時給付金の支給ということでありました。継続事業でない限り、期限を設ける必要があるために、年度末までの期限を延ばし、対象者の範囲を広げ実施したということでございます。

今年度、国からこういった事業も対象となる新型コロナウイルス感染症対策の交付金等、予算措置がなされることになった場合には、妊産婦応援臨時給付金の事業については改めて

検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 現在、健康保険等の加入者に対しては出産一時金として、現在、42万円支給されています。ところが、出産費として50万ないし60万円なんですよ、今現在かかっているところでございます。経済的にも個人負担が本当に多くなっている。

町長は日頃から、子どもは町の宝だと宣言されておりますが、私も同感でございます。子供を大事に育ててと思えますけれども、やはり子どもは町の宝、そして増えていけば希望が生まれて、町も元気に明るくなると、こういうふうに思っております。そこで、妊産婦応援給付金の子育ての環境を整える一歩として、子どもを育てるまちづくりの取組として、そういったことを強く思いますが、町長にご所見を伺いたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 妊産婦応援臨時給付金のように現金が支給される事業は、給付される方、頂いた方からすると大変うれしい事業だと思いますけれども、実際にそのお金がどのように使われているかが、非常に見えにくい事業でもございます。昨年の定額給付金事業につきましても、いろいろな統計機関の統計によりますと、10万円をそっくり使った方は3分の1、1円も使わなかった方はそれよりも多かったですと、そんな統計がありまして、銀行の預金が非常に膨らんだと、こんな記事を見たこともございます。

町は、妊産婦応援臨時給付金事業を開始する前から、子育て世帯に優しいまちづくりとして、様々な取組をしております。例えば、出産のお祝いに那珂川町の特色が詰まった育児パッケージをお渡しする事業がありますが、町独自の事業でありまして、出産された家族の方からの評判もよい事業でございます。今年度は子育て世帯を対象とした特産品給付事業も予定しているところであります。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 既に、76名の方が10万円の給付を受けられております。私のところへ本当に貴重な10万円、大切な子どものために使わせていただきますという声が届いております。町長のところへも届いていると思いますが、町長どうでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私が考える行政というものは、それによって恩恵を被った方、よかったと思う方、そういう方の喜びの声、あるいはお礼を求めてやるものではない、このように思っております。何も言われなくて当たり前、そのように思います。当然、私のところには直接声は届いておりません。

しかしながら、私はこの子育て、それは大変重要な施策だと思っております。現金をあげれば、妊娠していただける、子どもを増やしていただける、そういう単純なことではない、このように思います。安心して子どもを産める環境づくり、それから働ける環境づくり、この応援給付金がなくても安心して子どもを出産して、子育てができる、こういう町、あるいは世の中でなければならぬと思っております。一旦、出産された方は、多くの方があまり遠くない時代に1か月に10万円も、15万円も必要とされるこんな時代が来ると思っています。そういうことをしっかりと計算され、計画的に子育てをしてくださる方が大半であり、そういう方々がたくさん増えてほしい、そのように考えております。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 町長は日頃から町民の声が私の知恵袋だと公言されております。今が知恵袋から取り出すチャンスと私は考えております。もし、新たに国が補正予算を組み、地方創生特別臨時交付金事業が交付された場合、この事業、妊産婦応援臨時給付金の事業を継続する考えがあるか、改めて町長に伺います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） この事業の効果と伺いますか、この事業があることによって確実に子どもが増えるのか、それから今まで交付された方々がどのような気持ちでお受け取りになられた、どのような使い道をされたか、私はまだ検証しておりません。こういう検証をした上で、検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） よく検討をよろしく願いいたします。子育て支援事業に対して、これからもしっかりと要望してまいります。

第3項目に入ります。

町長選挙の投開票日について、衆議院議員の任期が10月21日満了日を迎えます。11月までには衆議院議員総選挙が実施されると思われまます。そこで、1点のみ伺います。10月24

日、町長選挙が執行されますが、衆議院議員総選挙の投開票日が町長選挙と前後する日程となった場合、同時に執行できないか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（岩村房行君） 町長選挙の投開票日について、ご質問にお答えいたします。選挙の期日につきましては、公職選挙法第33条第1項において、地方公共団体の長の任期満了による選挙はその任期が終わる日の前30日以内に行うと規定されております。那珂川町長の任期満了日は令和3年、本年11月5日で、その任期の終わる日の前30日以内に選挙を行う必要があることから、本年3月の選挙管理委員会において、那珂川町長選挙の投開票日を令和3年10月24日、日曜日と決定し、広報紙等を通じて周知してきたところでございます。

一方、衆議院議員総選挙の日程は衆議院議員の任期満了日が令和3年10月21日と間近に迫っておりますが、議員もご存じのとおり、いまだに正式な日程が示されないという現状でございます。

今回のご質問は、この町長選挙の投開票日と衆議院議員総選挙の投開票日が近い場合、町長選挙の投開票日を衆議院議員総選挙の投開票日に合わせて変更できないかという内容だと思いますけれども、同日執行となる場合、それぞれメリット、デメリットの両面が考えられます。

メリットの一つとして考えられるのは、選挙執行経費の節減でございます。また、選挙の相乗効果により投票率の向上も期待できること、こちらもメリットとなります。

次に、デメリットですが、デメリットとして考えられるのは投票用紙の交付誤り、投票用紙への候補者の記入誤りなど、投票事務に関する手続の誤りの可能性でございます。衆議院議員総選挙では、候補者名を記載する小選挙区、政党名を記載する比例代表、そして最高裁判所の裁判官の罷免に関する国民審査と、3つの投票を行うこととなります。これに町長選挙を同日に執行するとすると、4つの選挙を同時に行うこととなり、先ほど申し上げたようなミスが発生する懸念があります。

また、同日選挙の執行となると、衆議院議員総選挙の公示日と町長選挙の告示日、こちらが違ってくることから、期日前投票の期間も異なってまいります。そのため、期日前投票の仕方によっては、2度の投票行動をいただくということにもなりますことから、有権者の混乱や負担の原因にもなり得るかと考えてございます。

このように、選挙の同日執行に当たりましては、メリットもデメリットもありますが、選

挙事務は正確性が求められる重要な業務であることから、選挙事務に正確性を期すため、また、有権者の混乱を避けるなどリスク回避の観点から日程を変更して執行をする考えは今のところございません。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 質問の時間が終わりましたので、大金 清議員、速やかに一般質問を終了してください。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 以上をもちまして、公明党、大金 清の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時20分とします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時20分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

◇ 小 川 正 典 君

○議長（鈴木 繁君） 5番、小川正典議員の質問を許可します。

5番、小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） 5番、小川正典です。

質問に先立ちまして、新型コロナウイルスワクチン接種率が那珂川町は県内最高との記事が下野新聞に掲載されております。本当にすばらしいことだと思います。また、かかりつけの医師から、接種会場を視察されたそうで、那珂川町のワクチン接種はうまくやっているねと、お褒めの言葉をいただきました。ワクチン接種に携わられました町関係者をはじめ、医療

関係者の皆様方に感謝を申し上げます。

それでは、通告に基づき、2項目について一般質問を行います。

1項目、イノシシ肉加工施設の管理運営について。

2項目、女性用トイレの洋式化についてであります。

執行部の建設的な答弁を期待いたします。

まず1点目、イノシシ肉加工施設の管理運営について、細目7点、質問いたします。

八溝ししまるののぼり旗が町内飲食店の軒先で数多く見られます。また、料理方法も多種多様に紹介されており、町の特産品として欠かせない商品であります。一方、イノシシによる農産物の被害は減少方向にはあるものの、まだまだ多いと聞き及んでおります。

そこで、細目1点目、町特産品のイノシシ肉八溝ししまるはふるさと納税の返礼品にも使用され、県内外にも認知されております。イノシシ加工事業の方向性について町の考え方を伺います。

細目2点目、イノシシの豚熱感染の対応策及び解禁時期について、町の考え方を伺います。

細目3点目、加工場内にある3部屋あるうち、皮加工部屋と解体精肉加工部屋との温度差が2℃以上あるが、その要因は何か伺います。

細目4点目、精肉加工部屋のドアを開けると熱風と砂利のほこりが吹き込み衛生上、問題であり、エアカーテンなどの設置をする考えがあるか伺います。

細目5点目、加工所内に作業員用休憩室がない。外にある部屋を仮の休憩所として使用しているが、作業部屋との温度差が12℃もあり、健康面、衛生面からも空調設備のある部屋が望ましい。早急に休憩室を設置する考えがあるか伺います。

細目6点目、搬入、納品の軽トラックが老朽化しており、長距離移動時に故障の不安があるが、更新する考えがあるか伺います。

細目7点目、作業服を貸与しているが、夏用がないと聞いております。ししまるのロゴを入れた作業服を作製する考えがあるか伺います。

以上、1項目めの質問といたします。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） イノシシ肉加工施設の管理運営についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、イノシシ肉加工事業の今後の方向性についてですが、イノシシ肉加工施設は町内のイノシシによる農作物被害の軽減と、捕獲したイノシシ肉を地域資源として特産品化

を目的に、平成21年4月から運営を開始して今年度で13年目を迎え、イノシシの受入れ地域も北は大田原市から南は益子町まで、本町をはじめ6市町となっております。

八溝ししまるについては、那珂川町の特産品として県内外での認知度も高まっていると感じており、販売収入でも昨年度は1,271万円を売り上げ、販売先も着実に増えているところでもあります。

また、イノシシによる農作物への被害は、平成24年度には被害面積9.8ヘクタール、被害額は1,076万円でしたが、年々減少し、令和2年度については、被害面積が1.3ヘクタール、被害額は197万円となっております。有害鳥獣対策としても効果が出ております。

イノシシ肉加工事業の今後の方向性ですが、さらなる知名度の向上と併せて、新たな加工品等の開発による販路拡大を図り、売上げの増加につなげていきますとともに、引き続き八溝ししまるを活用したまちづくりについて、町一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

また、加工施設の老朽化に伴う改修や、現在発生している豚熱対策等、さらなる安心・安全な施設整備が必要となってきておりますので、計画的な施設整備を推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目、イノシシの豚熱感染の対応策及び解禁時期についてですが、現在、栃木県内では野生イノシシの豚熱感染エリアが拡大し、本町においても今年7月に大山田上郷地内、8月には矢又地内で感染個体が確認されるなど、野生イノシシの豚熱感染エリアの拡大を懸念しており、強い危機感を感じております。

対応策についてですが、国の家畜防疫法では豚熱感染が確認された野生イノシシの発見地点を中心に半径10キロメートル圏を移動制限地域とし、当該地域からの搬出を制限していることから、イノシシ肉加工施設においても当該地域からのイノシシ受入れを停止する措置を講じております。また、加工施設進入路や施設周辺に消石灰を散布するなど、感染区域の拡大防止に努めております。

次に、解除時期については、各都道府県でその基準を設定することとなっております。町としましては、捕獲イノシシの移動制限の解除に向け、担当者レベルでの協議を進めているほか、過日開催されました那須・南那須地区ブロック別市町村長会議におきましても、栃木県に対しまして、国及び関係機関と調整を図り、早期の捕獲イノシシの移動制限解除に向けた取組の強化を強く要望いたしました。全国のほとんどの地域においても、一度、豚熱感染を原因とした捕獲イノシシの移動制限がかかると、その解除は困難かつ時間を要する状

況にあると聞いております。この状況が継続してまいりますと、受入れエリアが制限される中で、イノシシ肉を確保していくことが難しくなってきますので、今後も、引き続き、県との連携を強化しながら、捕獲イノシシの移動制限解除に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上であります。その他の質問につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、質問の3点目、加工施設内の各室における温度差についてお答えいたします。

加工施設内の各室における温度差についてですが、イノシシ肉加工施設では各室に空調設備を設置しており、それぞれの室温設定については食品衛生法による規定は特にありませんが、肉の品質確保の観点からおおむね20度以下になるように設定しております。各室にいる作業員の人数や作業内容などにより、若干の温度変化が生じることが考えられますので、今後も引き続き、肉の品質確保のため、室温など環境の管理には十分注意してまいりたいと考えております。

次に、4点目、エアカーテンの設置についてですが、精肉加工室のドアは室内に直結しているため、ドアの開閉時には強風などにより砂利やほこりが吹き込まないように、ドアの開閉時間を最小限にする、強風時は出入りを控えるなど工夫しております。今後、品質管理の機能向上を図るため、エアカーテン等の設備について検討していきたいと考えております。

次に、5点目、作業員の休憩室についてですが、現在、加工施設には休憩室はなく、作業員は事務室などで休憩しております。施設内の事務室は作業員全員が休憩できるスペースとしては狭い状況であり、職場環境の整備をする必要がると考えますので、休憩室の整備につきまして検討してまいりたいと思います。

次に、6点目、搬入、納品に使用する軽トラックの更新についてですが、現在イノシシ肉加工施設では、2台の軽トラックベースの保冷車を使用しております。そのうち1台については、平成21年4月の施設開設当初から12年使用し、走行距離が18万キロを超えているため老朽化が進み、最近ではエンジンや保冷機能の不調が見られるところです。今後も故障の発生が予想されますので、計画的な車両の更新を図ってまいりたいと思います。

次に、7点目、ししまるロゴマーク入りの作業服についてですが、作業員には施設内作業用に白衣を、配達時用にナイロン製の上着を用意しておりますが、夏用のものは現在用意し

ておりません。作業効率の向上と併せまして、八溝ししまるのプロモーション活動の一環としまして、八溝ししまるのロゴマーク入りの作業服の作製を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

[5番 小川正典君登壇]

○5番（小川正典君） それでは、再質問を行いたいと思います。

細目1点目の再質問ですが、町特産のイノシシ肉加工する、イノシシの受入れ頭数は何頭を目標にしているか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 受入れ目標頭数についてですが、本年度につきましては500頭を目標としているところであります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

[5番 小川正典君登壇]

○5番（小川正典君） 途中で、今の時期になると思いますけれども、半分250頭になると思いますが、これ達成しない場合、先ほど大田原から益子と広範囲にありますけれども、この頭に達しない場合の対処方法について伺います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 目標頭数に達しない場合の対処方法についてですが、8月末現在、5か月での今年度の受入れ頭数が89頭でございます。昨年度と比較しますと、12頭少ない状況となっております。しかしながら、直近3か月を比較しますと、今年度が31頭ということで、昨年3か月間と比較しますと半分というような状況でございます。これも豚熱の影響による受入れ停止処置がされていると考えているところであります。

今後、この目標を達成することについては非常に厳しい状況であるというふうに認識しているところでございますが、その対処方法ということで、現在考えているのが、現在の受入れ区域を拡大する方法と、感染をしていない区域からイノシシを買い入れて加工する、そのようなことで現在考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） 受入れ頭数でございますけれども、やはり豚熱でこの近隣のイノシシが捕獲しても使えないという状況で、大変ご苦労されているというふうに思いますけれども、ぜひ少しでも500頭に近づけるように、拡大をするなり、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど答弁の中で、加工施設13年経過しているという話がありました。その中で、加工施設の老朽化に伴い、計画的な施設整備を推進するとの答弁をいただきましたけれども、明確にいつまでに施設の整備をするのか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 計画的な施設整備をいつするのかというところでございますが、1回目の答弁で答弁しましたとおり、施設については12年が経過しており、先ほど答弁したとおり、施設本体、また設備等の老朽化が見られること、また豚熱対策による施設の改修等も必要となると考えております。その対応としましては、県などと協議等も踏まえた上で、必要な改修をしまいたいと考えておりますので、この場での明確な時期については答弁できませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） 具体的な答弁ができないと、分からないと、こういうお話ですが、壁が剥がれてきているとか、いろんな対処修繕といいますか、作業員自身に対処しているような状況でございます。やはり計画的に予算を取って、加工肉の施設の整備をお願いしたいというふうに思います。

続いて、細目2点目、再質問はございませんけれども、イノシシの移動制限解除が早期にされますよう、お願いして、細目3点目の再質問に入ります。

作業員や作業内容で若干の温度変化があるとの答弁をいただきましたけれども、あの狭い作業場で2℃の温度差は若干のレベルではないというふうに思います。かつ、常に2℃以上の温度差が生じている、これは別に要因があると思われまいかとお考えでしょうか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 各部屋の温度差が生じている別の要因についてということですが、施設自体の空調も13年目を迎えているという状況で、冷房機能等の低下等も考えられるところですが、今後、温度差の原因を究明いたしまして、その結果に基づき修繕等、必要な対応をしたいと考えているところです。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） ぜひ、温度差が生じる真の要因を確実に把握されて、修繕されますようお願いを申し上げまして、細目4点目の再質問に入ります。

強風時は、ほこりが吹き込まないように工夫して回避していると答弁ですが、先ほど来から設備を稼働して12年とか13年経過しておるわけですけれども、この13年間も工夫してドアを開閉していた作業員の皆さんは、きっとご苦勞をして大変だったろうと思います。そこで、さすがにそのドアを開けても、まず雨、風、ほこりを防ぎ、精肉の品質確保を図れるような改修を行う必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） ほこり等を防ぐ改善できないかということですが、先ほど1項目の再質問でお答えをさせていただきましたが、施設全体の改修等に関わってまいりますので、その中で改善を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） ぜひ改善を図れるようお願いしたいと思います。

細目5点目の再質問に移ります。

事務所などで休憩しているとの答弁ですが、先日、事務所を拝見しました。事務所には机、椅子が3セットありました。座って休憩できる人数は3人です。作業員全員は休憩できない狭い部屋であると確認をいたしております。昼食は、事務所で3人、6名のうち残り3人は車の中でエアコンを効かせて涼しくして、食べているそうです。休憩室は部屋にテーブルを置き、よしずで目隠しして、空調設備もない外気温そのものの暑い場所で休憩をしていました。休憩室のない作業所はあってはならないと思います。小生は工場出身ですから、いろんな工場へ出向きましたが、現場の近くには全員が休憩できる休憩室がどの工場にも設置され

ておりました。休憩室の整備について検討するとのことですが、作業者が休憩する場所がないことを認識していただき、検討ではなく、これも設置する時期について早く設置できるようにお願いしますが、これについて、時期について伺います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 休憩室の設置時期についてですが、設置方法につきましては、現在ある加工施設を増築するのか、それとも単独で設置するのか今後の加工施設の修繕とも関りますので、その辺、総合的に検討する必要があると考えております。この場で、いつ頃の答弁はできないところではございますが、休憩室の必要性については認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） 何回も整備のお願いで恐縮なんですけれども、やはり休憩室は早期にやらないと、作業者の皆さんが18度から20℃の作業所から、私が伺ったのはつい最近8月末ですから、36度のところで休憩をしている。この温度差から考えると非常に健康の面でもよろしくない。また、この温度差から出てくると、とにかく汗が噴き出す、品質面、衛生面でもよろしくない。非常に設備が老朽化しているのは分かるわけですが、やはりどうしたらあそこに休憩室ができるのか、全体的な整備ももちろんでございますけれども、特にその休憩室については早急に検討して、もちろん簡易でも結構ですけれども、設置する考えはないのか、あるのかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 時期についてでございますが、小川議員おっしゃるとおり、作業員の健康管理また、職場環境整備の観点からも早急なる設置という事で検討していかなくてはならないと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） ここでの具体的な回答はできないと思いますが、やはりそれだけ、作業者といますか、職員の皆さんが苦勞されているんだということをご理解賜りたいというふうに思います。

細目6点目でありますけれども、特に再質問はございませんけれども、受入れ時や納品時、先程来ありましたけれども、益子のほうへ行って、山行って、故障だと、実は作業者に確認しましたら、トラブルが多いんだと、先ほど1台は平成21年とおっしゃってございましたけれども、それを取りに行くのは非常に不安だということでございますので、その受入れ時や納品時に故障が起きてトラブルがないように、これも早急に更新をお願いして、細目7点目の再質問に入ります。

私服ではなく、ししまるロゴマークを入れた作業服を着用して納品をしたいという話もございます。また一方、客先でのPR等、好印象を与えられる、今、夏、個人のTシャツでは非常に格好が悪いという話がありました。そういう意味では、先ほど、プロモーションもいろいろやるんだというような話から、作る方向だということですが、今年は間に合わないと思いますが、来年の夏までには作製するような考えはあるかどうか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 作業服の作製についてございますが、先ほど答弁しましたとおり、商品の配達等、外部の方が見る機会もございますので、八溝ししまるのプロモーション活動にもつながりますので、この点につきましては早期に作製をしたいと考えておるところであります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） それでは、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で、1項目の質問を終わりますが、イノシン加工に携わっている職員の皆さんは巧みの技といいますか、技能とすばらしい考え方で改善を図りながら積極的に業務に取り組んでおります。執行部もこの熱量を冷まさないような対応をお願いしまして、2項目めの質問に入ります。

2項目め、女性トイレ洋式化について、細目2点について質問いたします。

細目1点目、町民が多く利用している公共施設（本庁や体育館施設を除く）について、女性用トイレの洋式化の現状について伺います。

細目2点目、洋式トイレが少ない施設において、今後、洋式トイレを設置する考えがあるか伺います。

以上、2項目の質問といたします。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） 女性用トイレの洋式化について、このご質問にお答えいたします。

まず1点目、洋式化の現状についてでございますが、主な施設の現況についてお答えします。馬頭総合福祉センター、女性用トイレ8基のうち洋式が6基、小川総合福祉センター、女性用トイレ14基のうち洋式が5基、健康管理センター、女性用トイレ4基のうち洋式1基、美術館及び資料館3館で女性用トイレ10基のうち洋式4基、小川公民館、女性用トイレ7基のうち洋式が1基、図書館2館で女性用トイレ7基のうち洋式3基、それから、まほろばの湯、ゆりがねの湯、情報発信施設ふるさと館、以上4施設で女性用トイレ21基のうち洋式は18基、以上の施設の全体では女性用トイレ71基のうち洋式が38基となります。洋式化率は53%ということになります。

次に、2点目、今後の洋式トイレの設置予定でございますが、小・中学校や認定こども園も含め、これまで施設の改修工事や修繕に併せて、洋式便座への改修を行ってまいりました。今後においても、施設の老朽化の状況や改修計画、利用状況などを勘案しながら検討してまいりたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

[5番 小川正典君登壇]

○5番（小川正典君） 再質問、1項目めになりますけれども、一般家庭の洋式トイレは20年前以上から普及していると言われております。認定こども園や小・中学校は洋式トイレが多いのは当然だというふうに思いますけれども、大勢の町民が利用する施設、健康管理センターなど、女性トイレの洋式が進んでいない状況にもかかわらず、説明にはなかったんですけども、質問していないかもしれませんけれども、いわゆる野外の公衆トイレ、これの洋式化は非常に進んでおります。屋外の洋式化が進んでいる中で、あるいは小・中学校が進んでいる中で、なぜ大勢の町民が利用する健康管理センターが先ほどの話ですと、1基しか洋式化がされていないのか、この理由について伺います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 健康管理センターにつきましては、建設以降30年以上が経過したという古い施設でありまして、当初は洋式のトイレは1基もなかったという状況ですが、最近になりまして、女性トイレに洋式のを1基追加した状況になっております。

今後につきましては、老朽化の状況を考えまして、総合的にどういったふうに増やしてい

くか、対応していくかは検討したいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） 当然、先ほど言った、30年前ですから和式が主流ということですがけれども、健康診断で女性も当然使いますし、高齢化している中で、和式では対応できないという町民からのクレームもございます。そういうことで、ぜひ老朽化しているから洋式化しないんだということではなくて、最低2つくらいは設置するような考えが持てないのか、再度伺います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 女性用トイレで1基というようにお話をしました。実は、共用のトイレ、障害者用のトイレもございまして、そちらも洋式になっているものですから、洋式として使えるところは2か所あります。

確かに、健康診断等でよく使われる施設でありますので、洋式のトイレはなるべくたくさんあったほうが好ましいと認識しております。また、老朽化しているということもありまして、それを今後どうしていくか、代替えの施設をどこか造るか、そういったことも含めまして、総合的にトイレの洋式化を進めるかどうかは検討したいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） もう一つのトイレがあるということですがけれども、これは一般者が本当に使えるのかと、車の駐車場もそうですけれども、あれは健常者は使わない、あそこは置くなと、トイレはそうは書いてございませぬけれども、そういうことを認識して答弁をお願いしたかったなということでございます。

できる限り、老朽化していても、やはり女性だけではなく高齢者もありますんで、健康福祉センターこれからいろいろ健康診断等々で使われるんだらうというふうに思いますんで、ぜひご検討いただきたいなというふうに思います。

ちょっと細目2点の質問も絡んでいるんですけども、総務課長が老朽している建屋から順次、洋式化を図っていくとの答弁ですがけれども、やはりそうではなくて、使用人数の多い施設から洋式化をする考えにならないか伺いたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） 各個別の施設の改修、トイレの洋式化という意味ではなくて、全般的なこととしてお答えさせていただきます。

施設の老朽化というのは当然でございます。それとは別に、トイレだけを直すという考え方もございますと思いますけれども、今健康福祉課長が答弁したのも一つの例として、今後、各施設、女性用と限らず男性用も含めて、今の時代、ご家庭では洋式化が通常、普通になってきて、子どもさん方についても、高齢者にしても、通常の和式が使えない方もいらっしゃるし、足腰が弱っていてしゃがむことが無理だということもありますので、女性用トイレに限らず男性用トイレも含めて、その辺は検討していかなければならないと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） 最後になりますけれども、今、総務課長から答弁があったとおり、女性だけの問題ではなくて、高齢化が進んでいるこの那珂川町、大変問題だと思います。男女にかかわらず、施設内のトイレの洋式化を要望して、小川正典の質問を終わりにします。

○議長（鈴木 繁君） 5番、小川正典議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時20分とします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時20分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

◇ 川 俣 義 雅 君

○議長（鈴木 繁君） 3番、川俣義雅議員の質問を許可します。

3番、川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 3番、川俣義雅です。質問は2項目あります。

1項目は、農業の危機をどう乗り越えるか。

2項目めは、馬頭処分場に関する懸念についてです。

まず、農業の危機についてです。今、多くの田んぼが黄金色になり、稲穂が垂れ下がり、刈り入れの時期を迎えようとしています。もう少したてば、地元産のおいしい米が食べられる時期が来ると思います。

しかし、この農業を支えているのは、ほとんどが高齢者です。先祖が切り開いてきた水田で米作りをやめるわけにはいかない。必死に働いてきた人たちが、もう限界間近になっています。自分の水田を貸し出して、借りてくれる農業者に米作りをお願いしている農家が増えてきています。一方で、ほかの人の農地の耕作を引き受けて、手広く米作りをしている方たちの耕作面積が広がってきました。しかし、耕地を引き受けて耕す農業者がこの先もさらに耕作地を広げていくことは困難だと思われまます。借りていた水田を返す動きが出てきているからです。今後、どうなっていくのでしょうか。

そこで、1点目の質問です。農用地の利用集積を推進する農地中間管理機構における、出し手、貸し手のことと、受け手、借り手のことと、の面積や件数の現状と今後の見通しをどう考えているか伺います。

2点目に、受け手、借り手ですね、が担い切れない問題に対して、他市町ではどんな対策に行い、それを町としてはどう評価しているのか伺います。

3点目に、今後の見通しが立たない中で、町が主体となった受託組織をつくる考えがあるか伺います。

以上、お願いします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、農業の危機をどう乗り越えるかについてのご質問にお答えします。

まず1点目、農地中間管理機構における出し手と受け手の面積や件数、今後の見通しについてですが、平成26年度から事業が始まり、令和2年度までの累計で105件、103ヘクタールの農地が、農地中間管理機構を通して、貸し借りされています。直近の3か年の状況を見ますと、平成30年度が25件、20.9ヘクタール、令和元年度が18件、15.3ヘクタール、令和2年度が27件、23.9ヘクタールとなっております。貸し手は89人、受け手は33経営体となっております。今後の見通しについては、現在の農地中間管理機構を活用している受け手については、受けられる面積の限界を迎えつつある状況で、今後、農地中間管理機構を活用し

た貸し借りは減少傾向になると考えられます。

次に、2点目、他市町の受け手不足の対策についてですが、県内の他の市町においては、市町やJA等が出資した農業公社において、農地中間管理事業等の業務を受託し、農地の貸し借りや売買に関する業務や、農作業受委託等の仲介、新規就農者の確保、育成等の対策を行っています。

また、鹿沼市においては、市とJAが共同出資した法人において、法人自体が農業の経営や農作業等の受託等を行っていると同っております。県内市町で行っている対策については、おおむね本町と同様の対策を講じていると思われませんが、各市町の地理的、地形的状況により、効果に差があると考えております。

次に、3点目、受託組織の考えについてですが、現在、町では令和元年度に農作業受託組織体制整備支援事業費補助金を創設し、農作業の受託を行う5人以上の認定農業者の組織や農業法人に対して、農作業の受託に必要な機械や設備の導入を補助する制度を導入しております。また、人・農地プランにおける地域の話合いや農地中間管理事業の活用促進、国の制度を活用した新規就農者への支援や、町独自の認定農業者の後継者への支援により担い手の確保を図っております。今後とも、これまでの取組を強化しながら、担い手となる農業者を確保、育成し、耕作放棄地の発生防止につなげたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 本来なら、今は農家の苦労が報われる時期ですが、米の価格が下がっていて、農家の人たちの表情を暗くしています。昨日の新聞にコシヒカリ1俵60キロですが、の概算金が9,000円、昨年よりも27%の減になるとの衝撃的記事が載りました。コロナ感染症の影響があって、米の需要が落ち込み、倉庫にある大量の米が動かないことが原因のようです。私は、解決は難しくないと思いますが、ここで述べることは控えます。

米作りに必要な経費、1俵当たり1万5,000円以上と聞いています。ですから、9,000円では米の再生産はできません。この価格暴落が引き金となって、ますます米作りを断念する農家が増えてしまうのではないかと心配しています。そして、耕作を引き受けている農業者にとっても、価格の暴落は大きな打撃になることは間違いありません。

1点目の再質問です。農地中間管理機構以外で農用地利用促進事業として農業委員会が扱っている農地があるようですが、その両方合わせた面積はどれほどで、町の農地面積の何%

ほどになるでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

先ほど答弁しました農地中間管理機構を通した貸し借りのほかに、農業委員会を通じて貸し借りをする事業がございます。それにつきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸し借りでございます。その内容でございますが、今年3月31日現在、全体で831ヘクタールが集積をされていると、その耕地面積に対する集積率につきましては29.36%となっております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 今まで、農業委員会が使ってきた農用地利用集積、つまり貸し借りの事業も全て農地中間管理機構に一本化されたというのかな、この間、頂いた資料にはそのように書かれています。いずれにしても、貸し手と借り手の調整が難しく、担い手不足、つまり借り手が足りないということが顕著になり、これが大きな課題になっているようですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 議員おっしゃるとおり、現在、農地を耕作したいというような受け手の方が減少しているというのは、事実でございます。

昨年度、人・農地プランの作成の中で、各集落を歩きまして話し合いを持たせていただきましたが、どちらの集落におきましてもそのような課題を抱えてございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 現在、町の農地面積の3割近くが集積利用と。つまり借り手が耕作しているということですがけれども、手広く耕作している借り手の農業者と自分の水田を耕している農業者、農家との間でトラブルがあるというようなことを聞くことがあります。町は、どのようなトラブルが存在し、その原因はどこにあると考えているか、考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 田んぼを担って耕作している担い手と、地域の農業者のトラブルと申しますか、そういった部分につきましては、それほどの件数ではございませんが、担い手の方の耕作におきまして、十分な手がかけられてないというようなお話を数件、お伺いをしたことはあるところでございます。

町といたしましては、そのような苦情に対しまして、いろいろ対策等を考えていかななくてはならないだろうと考えているところであります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 結局、手をかけるだけの余裕がないということが原因のようです。やはり、受け手としてはもう精いっぱいということが原因だというふうに考えられます。

2点目の再質問です。

他市町では、農協や市役所などが主体となった受託組織がつくられているようですが、那珂川町にはそのような公がリードした組織はないと思います。他市町には存在し、那珂川町にはない、何かその理由があるのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 2点目の再質問でございますが、先ほど、2点目で答弁させていただきました、県内におきましては鹿沼市さんがJ Aと共同で出資して、受け手となって受託して耕作していると、その他の市町につきましては受託はしてございません。

那珂川町におきましては、まだ担い手の育成、確保であったり、その辺の施策を充実させる、また、現在、担っていただいております担い手の方につきましても、集積は進んでいるものの集約化されていないという部分もございまして。その辺につきまして、町としては今後とも支援を強化して進められればと考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） ちょっと認識に差があるようだと私は考えています。

那須烏山市では市が主体となった組織をつくっていると。その他のところではJ A、農協

が主体となった組織が存在しているというふうに私は認識しています。

今のままでは、耕作できずに広がっている、いわゆる耕作放棄地に加えて、今年は耕しているところでも、来年はもう分からないというところがどんどん増えていくのではないかと危惧されます。まさに、農家と農業の危機だと考えています。

先月25日に、農水省が昨年度の食料自給率を発表しました。31.17%で、1993年の冷害の年を下回りました。1993年、皆さんもご存じだと思うんですけども、東京でも真夏の最高気温、二十二、三度が続いて、大冷害になりました。外国のお米がたくさん入ってきたことを覚えていると思います。そのときよりも、昨年度は下回ったということです。

農地があって、食料生産ができるのに、外国に食料を頼っていていいのでしょうか。世界には飢えて餓死する人がたくさんいて、食料は絶対的に不足しています。私はこれ以上、日本の農業者と農地を粗末に扱うことは許されないことだと思っています。根本的には国の農業政策が間違っていると思っていますが、自治体としてできることを追求すべきだと考えています。何とかしたいという思いは一致していると思っていますが、何とかしたいという思いは一緒でしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 町といたしましても、川侯議員おっしゃるとおり、どうにか農業者の確保であったり、そういった施策をしつつ、現状を維持してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川侯義雅議員。

〔3番 川侯義雅君登壇〕

○3番（川侯義雅君） 3点目の再質問です。

先ほど、町としては受託組織をつくるということでの答えはありませんでしたので、そういう考えはないというふうに確認しておきたいと思います。

ということなのですが、農家がどんどん減っていき、耕作地もどんどん荒れ地に戻っているのを黙って見つめているつもりではないと思います。受託者を増やす努力を強めるという考えが先ほど述べられましたけれども、こうすれば増やせるという施策はあるのですか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 農業者、担い手を増やす施策ということでございますが、現在、先ほど答弁したような形で、後継者、担い手の確保等を行ってお

ります。新たな取組としまして、施設園芸等の担い手の育成ということで、南那須地区の担い手育成協議会を昨年度、立ち上げ、本年度は梨農家に研修生として入っているような方がいらっしゃいます。

今後、いろいろな方法によりまして支援を進めつつ、その支援の中でいろいろ課題等も出てくると思いますので、その辺の状況を見ながら新たな対策の必要性について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 何かちょっと、答弁がずれているように思いました。すみません。

町長にお伺いします。町長は、農協組合長と話す機会があると思うんですが、受託組織の問題を話題としたことはありませんでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 正式な会合ではございませんけれども、雑談的に、今は後継者がいなくて困ったと、そういう話の中ではございます。ただ、受託組織をつくったとしても、つくろうとしても、そこで働く人の確保が非常に難しい。それは、私もJAさんも考えが一致しているところでございます。そこで働く方があれば、その機械装備と、それはいろんな財政支援等使ってできるんじゃないか、こんなふうに思いますけれども、その働く人の確保、これが非常に難しいと思っています。

それで、私はこの受託組織の考えといたしますか、担い手の確保ということで、今、担い手として多くの資源等を請け負って耕作して下さっている方が各地にいらっしゃいます。そういう方がもう限界だ、こんなお話も聞いております。ただ、そういう中で、後継者が育っている家庭といたしますか、そういう農家もございます。そういう家族経営なさっている方、あるいは、何人かで組織している経営体に対しまして、助成をする、機械装備を大きくして今まで以上に面積を請け負っていただく、それから近所とのトラブルがある、これは多分、水田を適正な管理をしていない、荒らしてしまっているのではないかと、こんなお話も聞きますけれども、こういうことに対しまして、病虫害の防除等に最新鋭の機械等を助成する、それから、GPSを使った耕作機械等も助成する。

町では、川俣議員、いつもあまり納得していただきませんが、スマート農業とかそういう形で、こういう経営体を支援して少しでも多くの方の耕作放棄地にならないように受

託をしていただきたい、こんな施策を進めてまいりたい、そのように思っております。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 町が主体となった受託組織、働く人の確保が難しいということが一番の課題だというような話をなさったということで、これは非常に大事な件だと思います。つまり、町が主体となった受託組織はつくらないということではないというふうを受け止めます。

ただ、農業者の平均年齢が70歳を超えたと言われていています。ほとんどの方があと10年間農業を続けることは困難だと、後継者もないということをいろんなアンケートで答えています。

将来ではなく、今こそ役場の出番ではないかと私は思います。受託者は、課長も町長もおっしゃっているように、なかなか増えない、もう返したい、返している人が出てきているという状況ですから、これから何をやってもなかなか難しいだろうというふうに思います。で、町の出番だと。そして、荒れてしまったところを今のうちに戻す努力が求められています。町が主体となった受託組織が借り手の農地を引き受けるだけでなく、農地再生にも取り組むようにしていったらいいなというふうに思っています。農業は町の基幹産業であり、町民全体の生活にも大いに関係しています。

最後に伺います。役場が主体となって受託組織をつくらなければならないという判断ができるとしたら、そういうときにはしかるべき行動を起こしますか。町長にお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） しかるべきときといいますか、そういう判断をすべきときというのは、どういう起点かというのは今の私にはちょっと想像できません。

ただ、冒頭に川俣議員がおっしゃった、解決は難しくないというお言葉、それを置いておいて、我々にどうやる、どうやるって、質問してくださっています。ですから、川俣議員がそういう解決は難しくないという腹案がおありでしたら、私はこう考えるけれども、町はどうだ、こんなような質問をしていただければ私どもはそれに沿って、できるかできないか考えることができるかと思えます。

しかるべき時期、これはどういう意味を指すのか分かりません。ただ、今の段階では、今、受託をなさっている経営体に対して助成をして、少しでも多くの農地を持続的に耕作してい

ただ、こういう施策をしてまいりたいと思っております。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 解決は難しくないというのは、つまり根本的には町が解決する問題ではないということなんです。これは、国が手を打てば解決ができます。だけど、手は打たない。そこで地方自治体が大変な状況に陥っているということだと思います。でも、だからといって、国の責任だというだけでは問題は解決にはならないので、町が今やるべきことは、町が主体となって受託組織をつくることではないかという提案です。このまま、ずるずると数年過ぎていったら、もう本当に難しくなると思います。今がチャンスというか、今がやるべきときだと思います。ぜひとも町が基幹産業である農業にもう一步、手を差し伸べることを期待して次の質問に移ります。

馬頭処分場の問題です。約2年後の創業に向けて、建設工事が進められています。懸念される3点について伺います。

1点目は、町長が兼ねてより、一旦、指定廃棄物と認定されたものは、あくまで国が責任を負うべきであり、馬頭処分場に入れることはないと表明してきましたが、那須塩原市が環境省の新提案を受け入れたことについて、町長の見解を伺いたいと思います。

2点目に、町と県が結んだ環境保全協定第4条において、埋立期間は12年となっています。しかしながら、3年前に行われた住民説明会の折、町長は12年は絶対ではないかのような発言をしています。改めて、埋立期間の変更はしないというのが正式見解か伺いたいと思います。

3点目に、同協定第6条の3について、搬入基準の放射線量を、これはより下げてほしいと思いますが、改める考えがあるか伺います。

以上、お願いします。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 産業廃棄物最終処分場に関する懸念についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、那須塩原市が環境省の新提案を受け入れた件についてですが、那須塩原市では、新聞報道にもあったとおり、環境省より提案を受けて、市内の農家が一時保管する農業系指定廃棄物を市へのごみ処理施設、那須塩原クリーンセンターに暫定集約する国の方針を

受け入れました。国の法令において、指定廃棄物については、再測定の結果、放射能濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下のものについて、国と市町村で協議の上、指定を解除した場合、一般廃棄物として市町村が処理することになります。また、8,000ベクレルを超えるものについては、引き続き、指定廃棄物として国が費用負担し、暫定集約に努めるとの国の方針であります。

私としては、一旦、指定廃棄物となったものについては、再測定の結果、放射能濃度が8,000ベクレルを超える、超えないにかかわらず、国の責任において処理すべきであると言いつけており、現在もその方針に変更はありません。

また、県内の指定廃棄物に関わる指定解除の手続が行われる際は、国と連携して、当該廃棄物の処理先等について確認することとしておりますので、県営処分場に搬入されることはないと県から聞いております。

次に、2点目、埋立期間の12年間を変更する考えについてですが、栃木県と締結しました環境保全協定の第4条では、廃棄物の埋立てを行う期間は埋立て開始の日から起算して12年間とすると規定されており、この期間に関する見直しの考えはありません。

次に、3点目、搬入基準の放射線量を改める考えについてですが、環境保全協定第6条第3項に規定する、搬入管理の廃棄物の搬入基準の放射能濃度については4,000ベクレル以下となっております。搬入基準は廃棄物の排出実態等を踏まえ、県と町で慎重に協議を行い設定したものであります。町としては、搬入基準の放射能濃度について見直す必要はないと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 1点目の再質問です。福島第1原発事故の責任は国と東電にあります。事故で放出した放射線を含む廃棄物の処理の責任もしかり、その考えから当然の結論として、県内6市町に存在する1キログラム当たり8,000ベクレルを超えていた指定廃棄物は線量が下がっても、国が一方的に指定解除することなく、あくまで国の責任で処分すべきであると、6市町会で一致して主張していました。今回の那須塩原市長の踏み越えた発言に対して、決定に対して、撤回を申し入れる考えがあるのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高瀬敏之君） ただいまの再質問であります。現在、県内6市町に農業系

の指定廃棄物ございますが、各市町の諸事情があると思われまますので、それぞれの市町の判断となるところでございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 那須塩原市長に撤回を申し入れるつもりはないということだと思えます。私は、あくまで国の責任で処分することを明確にして、6市町住民の安全を守る立場を堅持していただきたいと思っています。

第2の質問です。12年間の問題ですが、もし仮に産業廃棄物が今後ますます減少して、12年たって処分場が満杯にほど遠いとしても、埋立期間の延長はしないという考えですか。いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高瀬敏之君） ただいまの再質問でございますけれども、先ほどの町長の答弁のとおりでありまして、12年間の期間に変更はありません。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 3点目の再質問です。処分場が受け入れる放射線量について、私たちはこの那珂川町に存在する放射線量を上回る高濃度のものは入れないようにするべきだと主張してきました。それが2,000ベクレルでした。受け入れる放射線量は4,000ベクレルまでと、これは変わらないということでしたが、そのときの根拠とされたのが、その当時、福島県に運び入れている県内の産廃に含まれている放射線量でした。その産廃の94%が2,000ベクレル以下ということですが、4,000ベクレルまでのものが僅かだがあるということでした。それが、4,000ベクレルという基準になったというふうに聞いています。その4,000ベクレルまでであったという、その数字はいつの時点での数字か、分かったら教えていただきたいと思えます。

○議長（鈴木 繁君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高瀬敏之君） ただいまの再質問でございますが、協定を結びました平成30年10月、それ前の平成29年に県で廃棄物の実態調査を行いまして、県内から他県への民間処理場に排出されたものを調査してございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） その数字が現在は減少していると思われませんが、最新情報はありますか。

○議長（鈴木 繁君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高瀬敏之君） この後の調書、調査等の結果は県のほうからは聞いておりません。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 馬頭処分場を運営するのは、県ではなくて、クリーンテック栃木という民間会社です。利益を出さなければなりません。そのためには、4,000ベクレル以下のものなら何でも入れてしまおうとすることも十分に考えられます。

一方、申請時に8,000ベクレル以上あった指定廃棄物が馬頭処分場の埋立期間中に4,000ベクレルを下回るとは理論上成り立ちます。しかし、2,000ベクレル以下になることは理論的には成り立ちません。ですから、受入れ線量を2,000ベクレル以下にすることが重要になってくると思いますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 先ほどお答えしましたとおり、県との協定の中で4,000ベクレル以下ということになっております。ただ、4,000ベクレルの根拠につきましては、本来3,000ベクレルで管理をするけれども、3,000ベクレルとしてしまうと、3,050とか3,100といった場合に入れられないということで4,000にした、こういう状況で、私もそれは納得をいたしておるところであります。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 今の段階で受け入れる放射線量の変更は考えていないとしても、県に対して現在、あるいは創業開始時の福島県に運んでいる産廃の放射線量、それを調査して公表してほしいということを要求してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高瀬敏之君） ただいまの質問でございますけれども、協定で締結したとおり、4,000ベクレルというのは変わりございませんので、その辺は変わらないと思っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

[3番 川俣義雅君登壇]

○3番（川俣義雅君） 県に対して、調査を要求すると。そして調査結果を公表してほしいということを要望するつもりはないかどうか聞いているんですがいかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高瀬敏之君） ただいまの川俣議員の質問に対しましては、県に伝えたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

[3番 川俣義雅君登壇]

○3番（川俣義雅君） 指定廃棄物と一度認定されものは最後まで国の責任で処分して、馬頭処分場には一切入れないということ、それから埋立て開始から12年で終了すること、この2点については改めて確認できたと思います。

受入れ放射線量については、引き続き下げるように要求して、私の質問を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 3番、川俣義雅議員の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木 繁君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時00分